

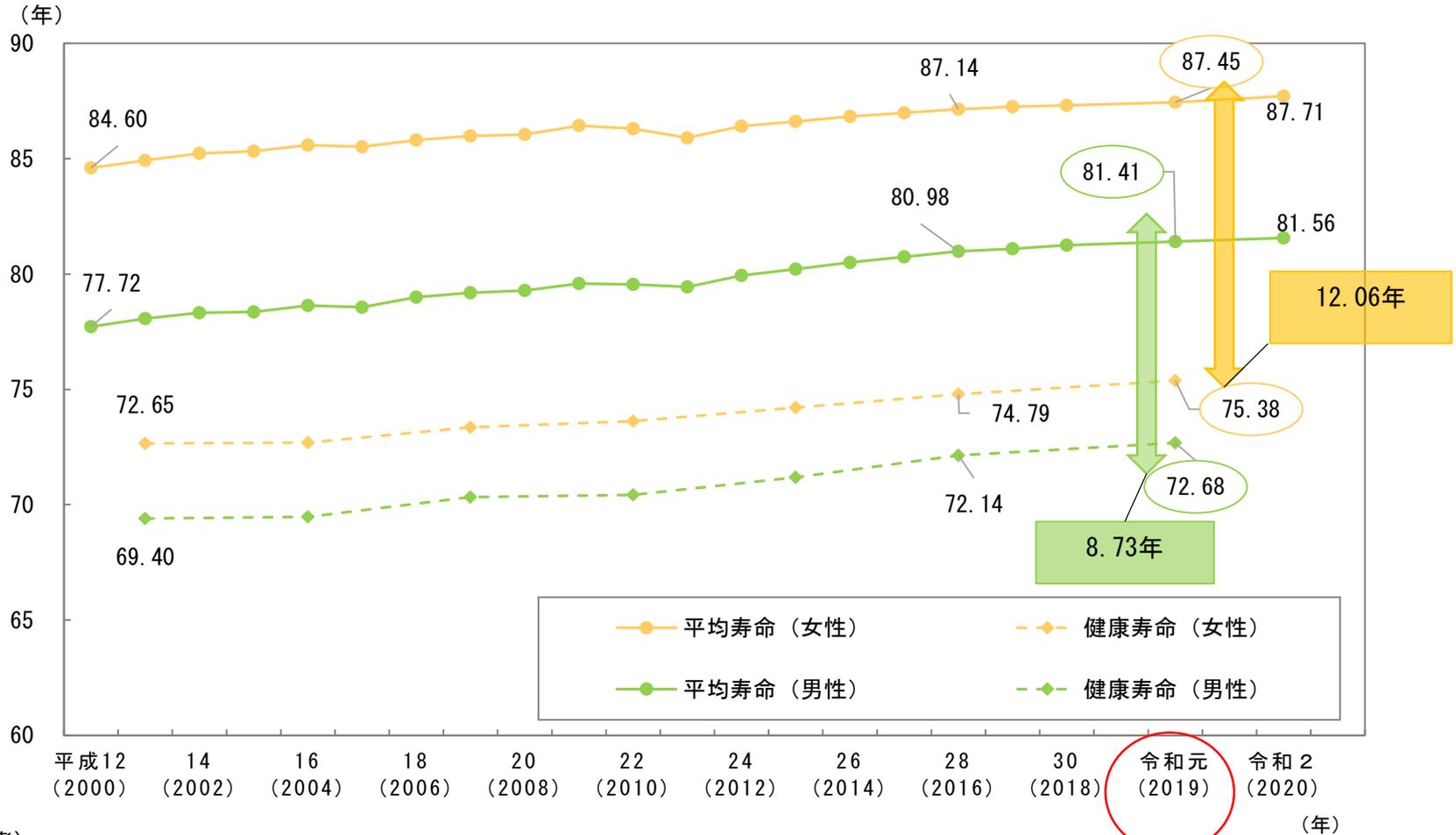
高齢期の女性の経済状況について

令和4年4月21日
内閣府男女共同参画局

高齢期の女性をめぐる状況

平均寿命と健康寿命の推移

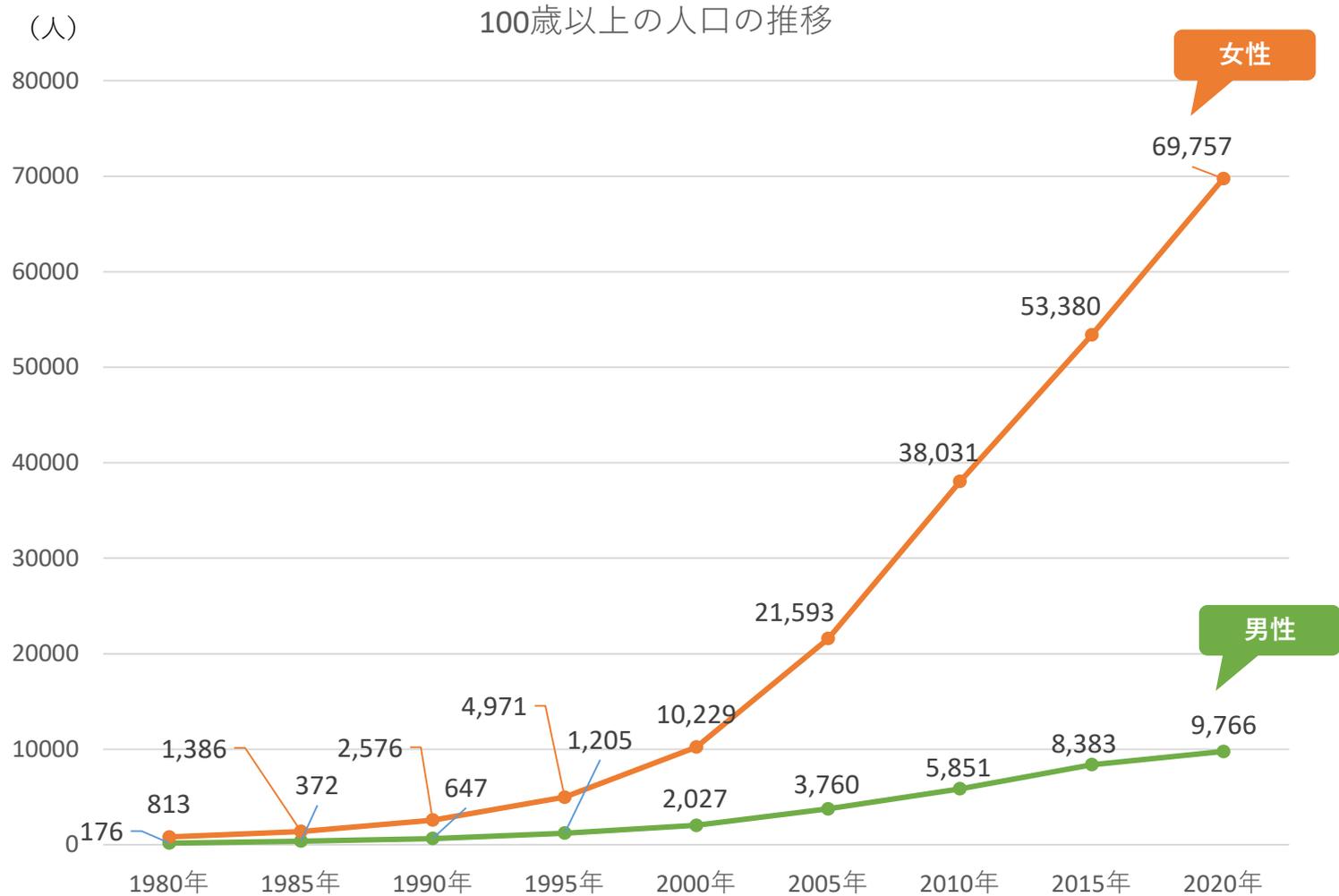
- 令和2（2020）年の平均寿命は、男性は81.56年、女性は87.71年であり、前年に比べて男性が0.15年、女性が0.26年延び、男女とも過去最高を更新。
- 健康寿命について見ると、令和元（2019）年は、男性は72.68年、女性は75.38年であり、平成28（2016）年と比べて、3年間で男性は0.54年、女性は0.59年延びている。



- (備考)
1. 平均寿命は、平成12年、17年、22年、27年及び令和2年は厚生労働省「完全生命表」、その他の年は厚生労働省「簡易生命表」より作成。健康寿命は、平成13年から22年は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」、平成25年、28年は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」、令和元年は厚生労働行政推進調査事業費補助金「健康日本21（第二次）の総合的評価と次期健康づくり運動に向けた研究」より作成。
 2. 健康寿命は、日常生活に制限のない期間。

100歳以上の人口の推移

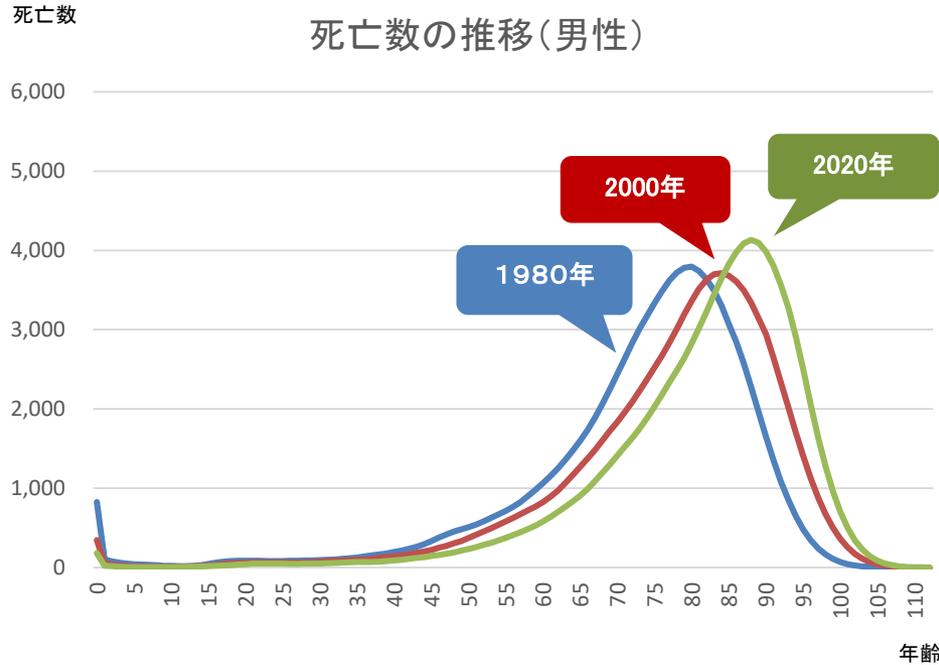
- 100歳以上の人口は増加しており、令和2（2020）年は男性9,766人、女性69,757人となっている。



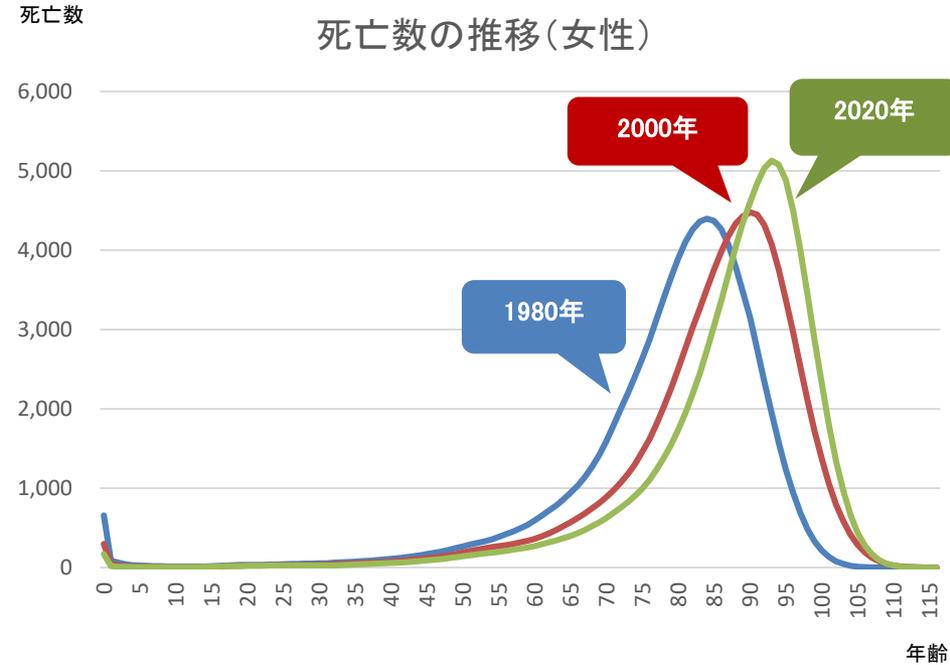
死亡数の推移

- 生命表における死亡数のピークは、高齢に移動。
- 令和2（2020）年の死亡最頻値は、男性88歳、女性93歳となっている。

死亡数の推移（男性）



死亡数の推移（女性）



死亡最頻値（男性）

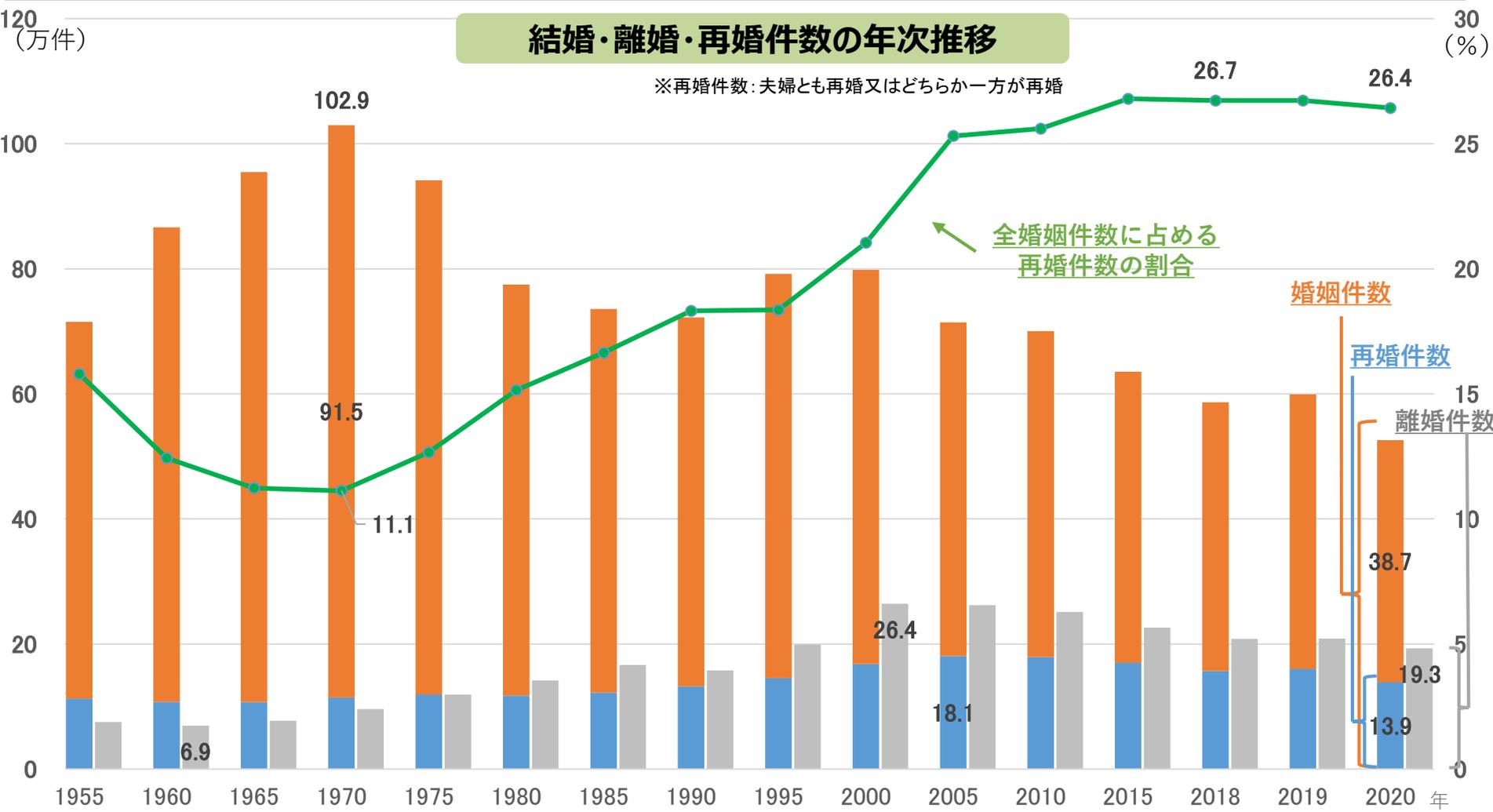
令和2（2020）年 88歳
平成12（2000）年 84歳
昭和55（1980）年 80歳

死亡最頻値（女性）

令和2（2020）年 93歳
平成12（2000）年 90歳
昭和55（1980）年 84歳

婚姻・離婚の動向

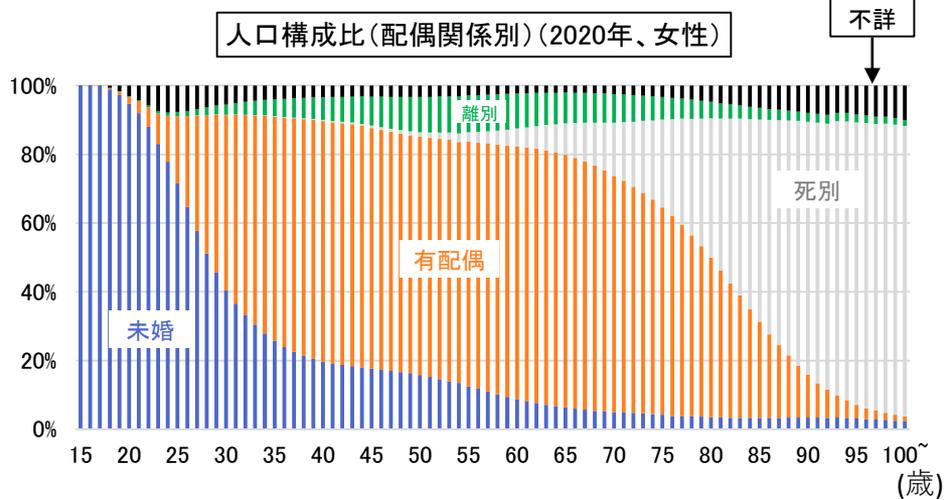
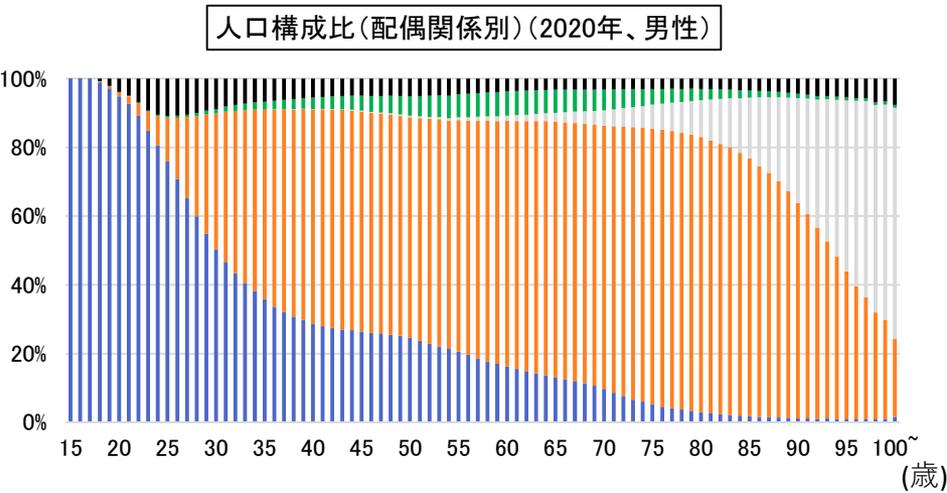
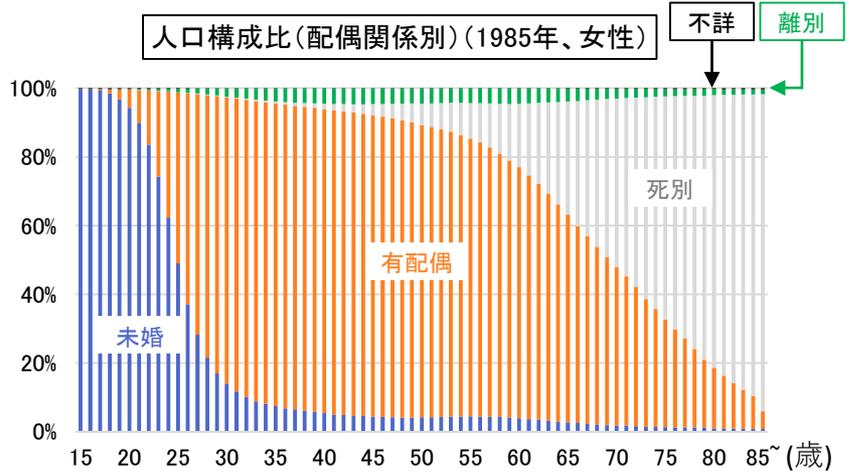
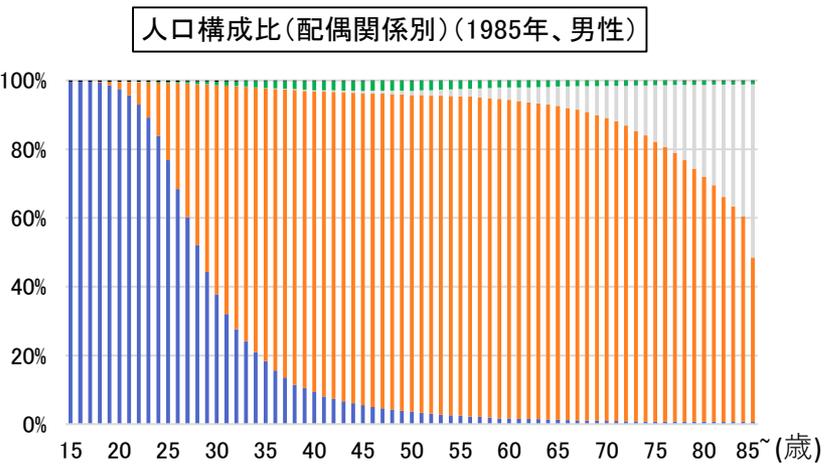
- ・離婚件数は、1960年代と比較して大幅に増加。
- ・全婚姻件数に占める再婚件数の割合は、1970年代以降、上昇傾向。近年は、婚姻の約4件に1件が再婚となっている。



(出典) 厚生労働省「人口動態調査」より内閣府男女共同参画局作成。

配偶関係別の人口構成比(男女別)(1985年、2020年) ※不詳を含む

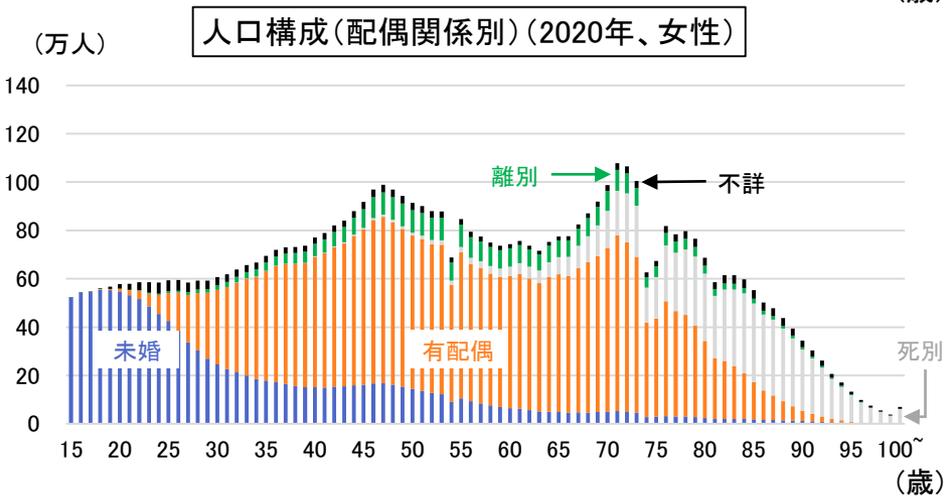
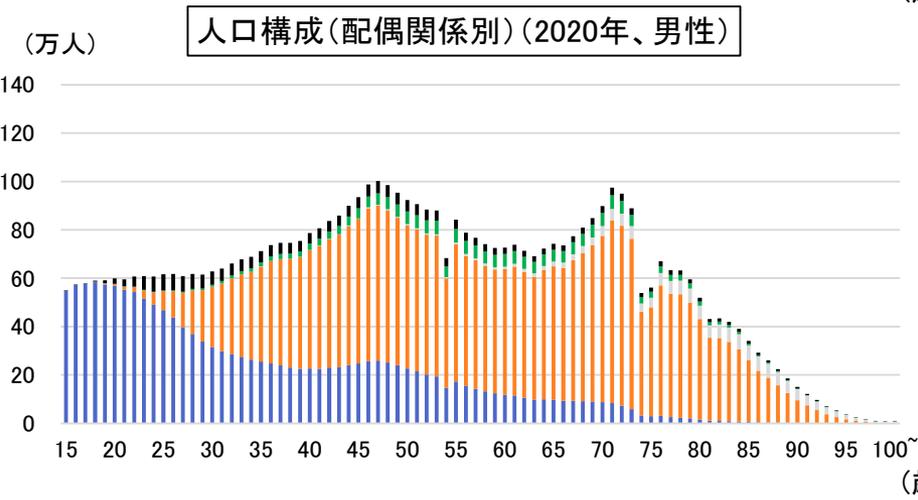
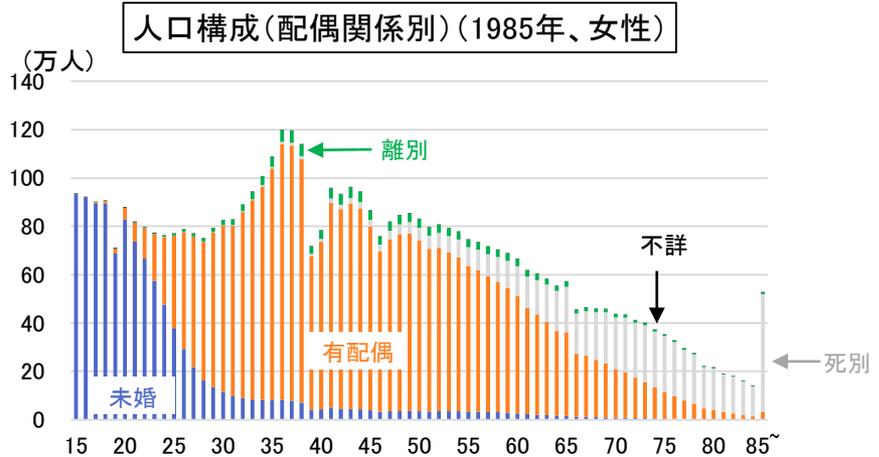
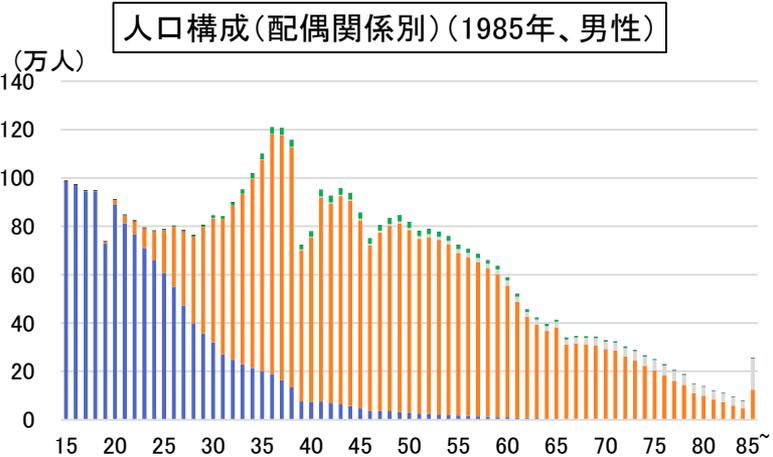
- 1985年と比べると、2020年は、男女共に未婚と離別の割合が上昇している。
- 50歳時点の未婚割合をみると、男性は3.7%(1985年)から24.6%(2020年)へ、女性は4.3%(1985年)から15.8%(2020年)へ、それぞれ上昇している。



(出典)総務省「国勢調査」より男女共同参画局作成。

配偶関係別の人口構成比(男女別)(1985年、2020年) ※不詳を含む

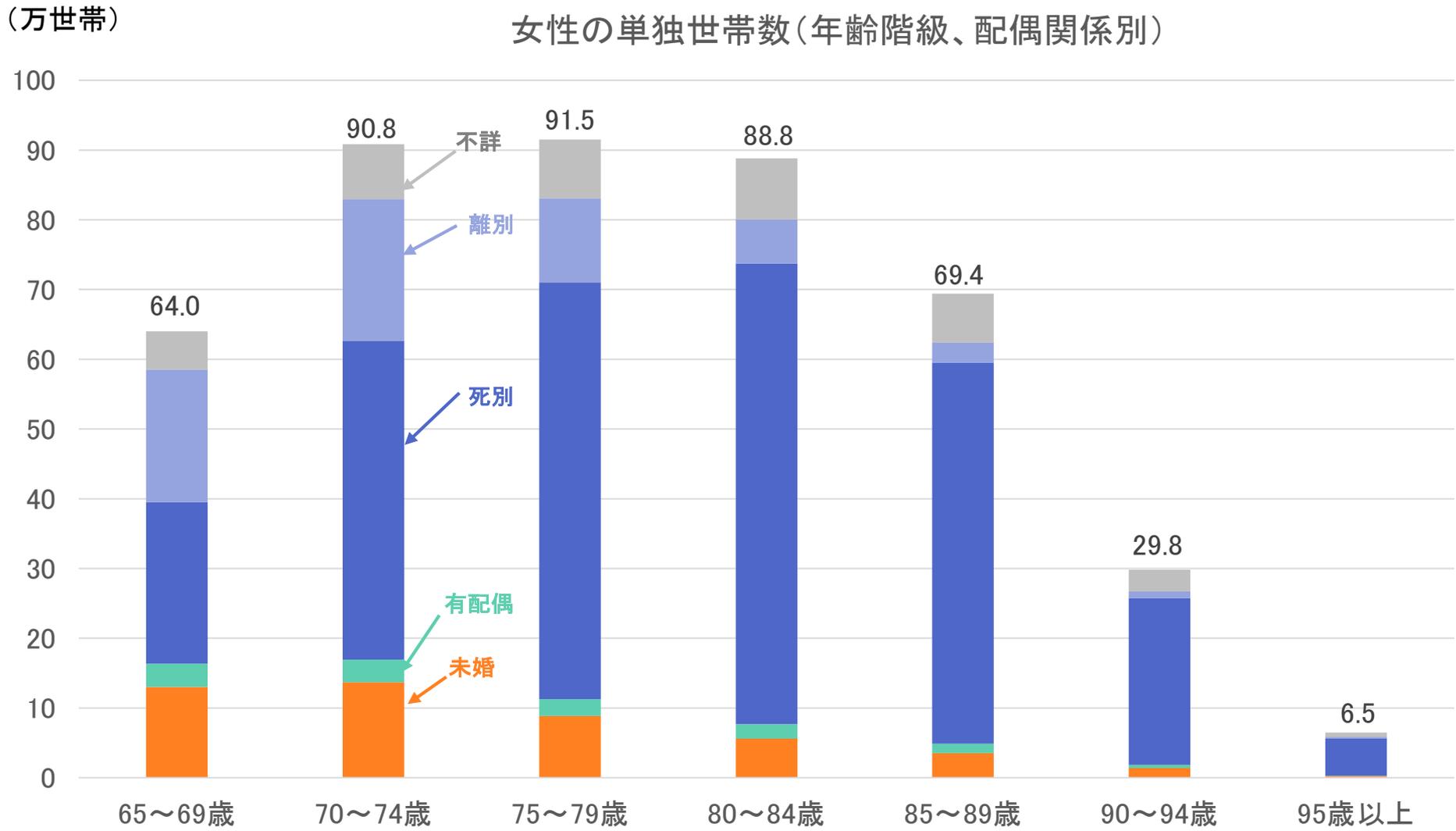
- 1985年と比べると、2020年は、男女共に未婚と離別の人数が増加している。
- 50歳時点の未婚者数をみると、男性は3.0万人(1985年)から22.7万人(2020年)へ、女性は3.6万人(1985年)から14.5万人(2020年)へ、それぞれ増加している。



(出典)総務省「国勢調査」より男女共同参画局作成。

女性の単独世帯数（年齢階級、配偶関係別）（2020年）

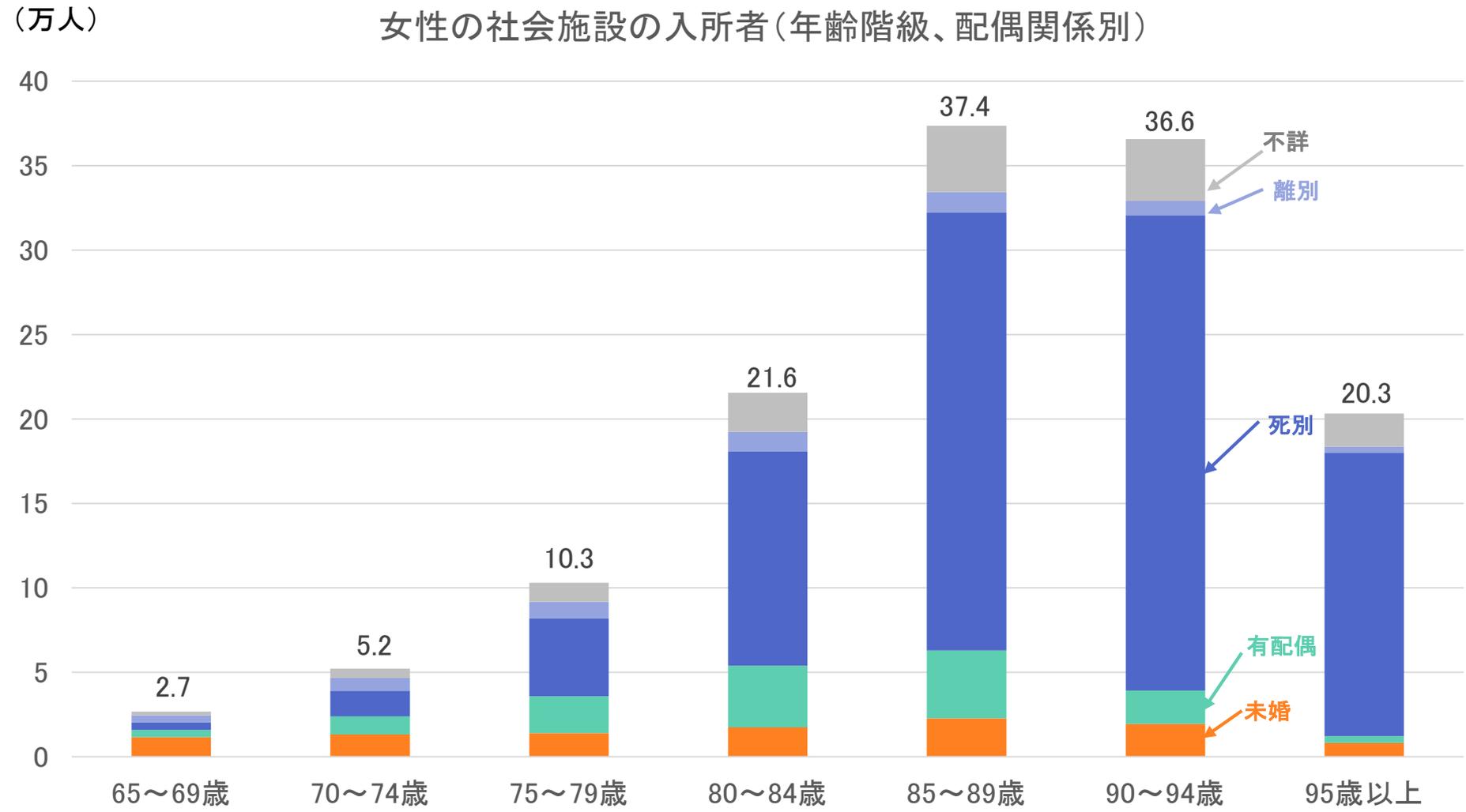
- 65歳以上の女性の単独世帯数は、440.9万世帯。
- うち、未婚46.3万世帯（10.5%）、有配偶12.9万世帯（2.9%）、死別278.5万世帯（63.2%）、離別61.8万世帯（14.0%）、不詳41.3万世帯（9.4%）。



（出典）総務省「令和2年国勢調査」より内閣府男女共同参画局作成。

女性の社会施設の入所者（年齢階級、配偶関係別）（2020年）

- 65歳以上の女性の社会施設の入所者は、134.0万人。
- うち、未婚10.7万人（8.0%）、有配偶13.7万人（10.2%）、死別90.1万人（67.3%）、離別5.7万人（4.3%）、不詳13.8万人（10.3%）。

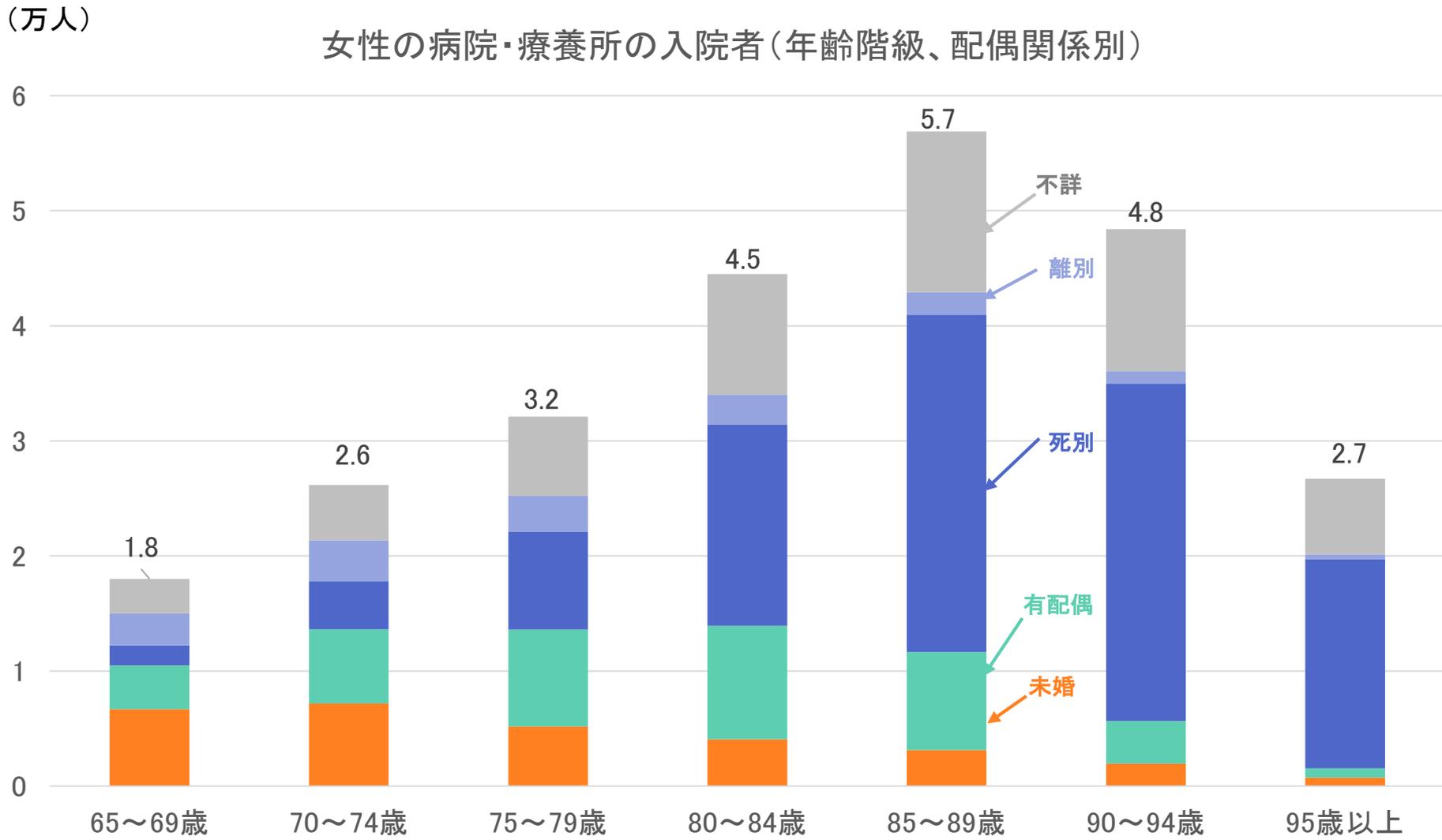


（備考）1. 総務省「令和2年国勢調査」より内閣府男女共同参画局作成。

2. 「社会施設の入所者」とは、老人ホームなどの社会福祉施設に、すでに3か月以上入所しているか、3か月未満であっても3か月以上入所することになっている人をいう。

女性の病院・療養所の入院者（年齢階級、配偶関係別）（2020年）

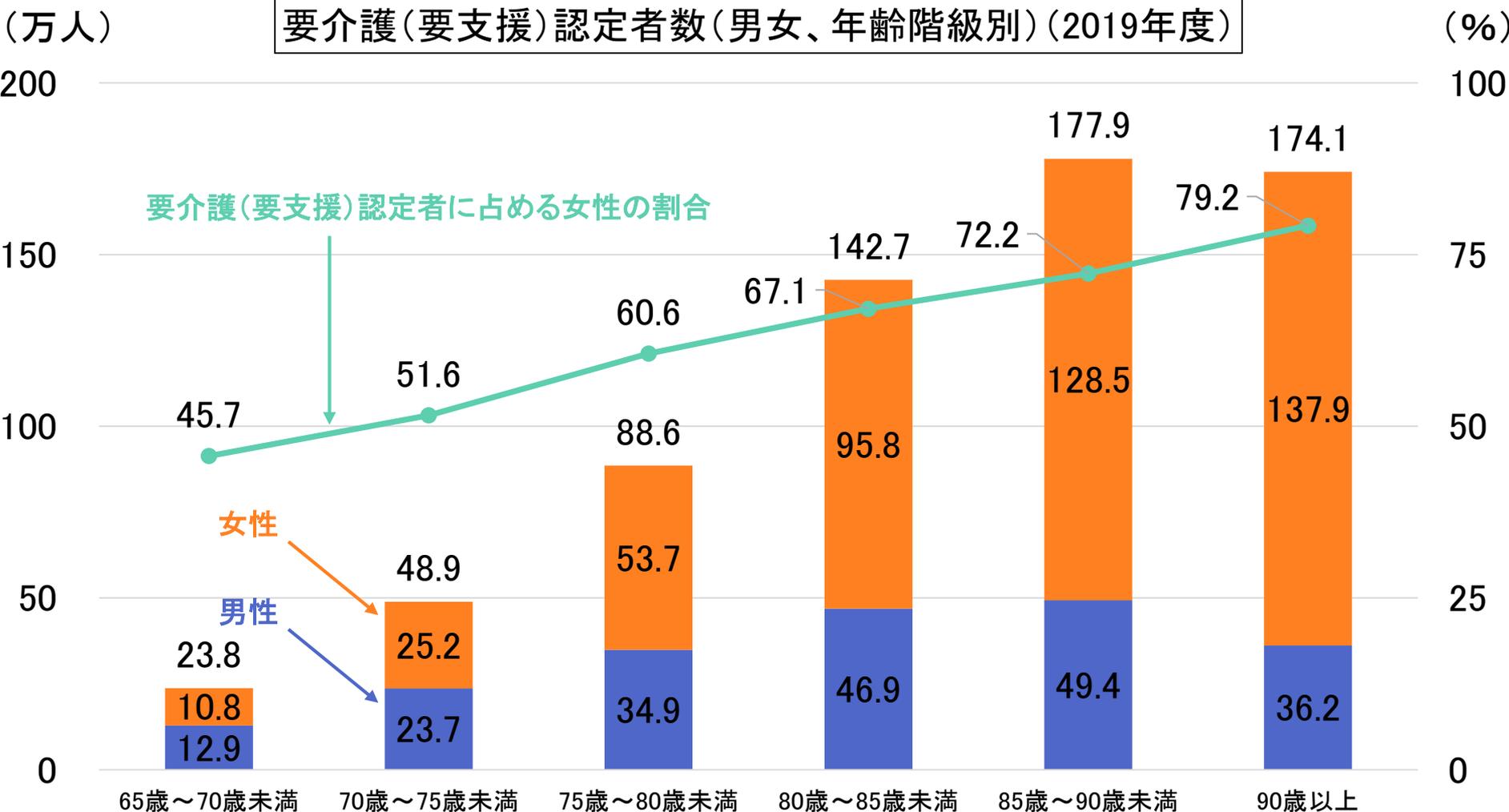
- 65歳以上の女性の病院・療養所の入院者は、25.3万人。
- うち、未婚2.9万人（11.5%）、有配偶4.2万人（16.4%）、死別10.9万人（43.0%）、離別1.5万人（6.1%）、不詳5.8万人（23.0%）。



(備考) 1、総務省「令和2年国勢調査」より内閣府男女共同参画局作成。
 2、「病院・療養所の入院者」とは、病院・療養所などに、3か月以上入院している人をいう。

要介護（要支援）認定者数（男女、年齢階級別）（2019年度）

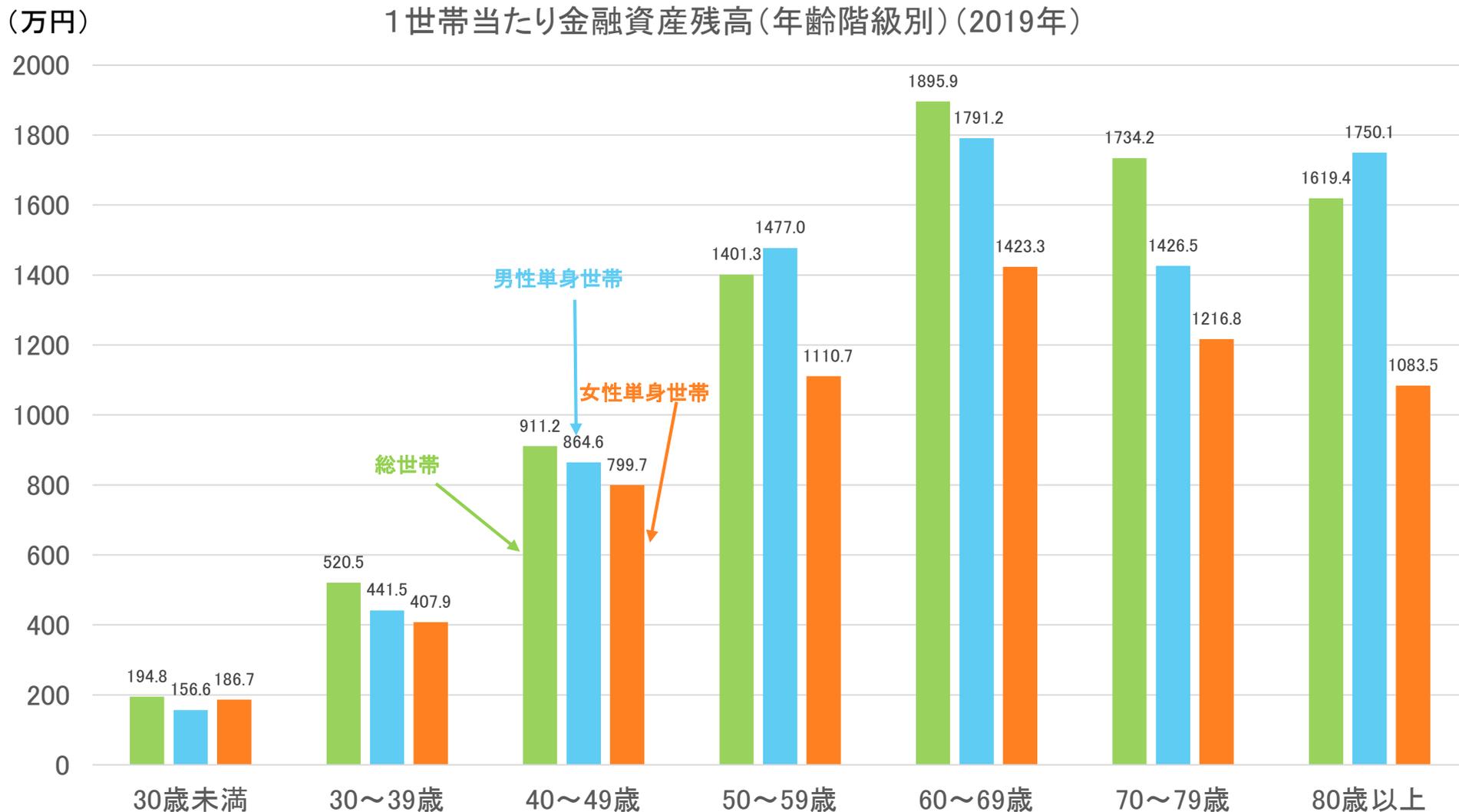
- 年齢階級が上がるにつれて、要介護（要支援）認定者に占める女性の割合が高くなる。



(備考) 1. 厚生労働省「令和元年度介護保険事業状況報告」より内閣府男女共同参画局作成。
 2. 第1号被保険者で要介護（要支援）認定を受けている者についてグラフ化。

1世帯当たり金融資産残高（年齢階級別）（2019年）

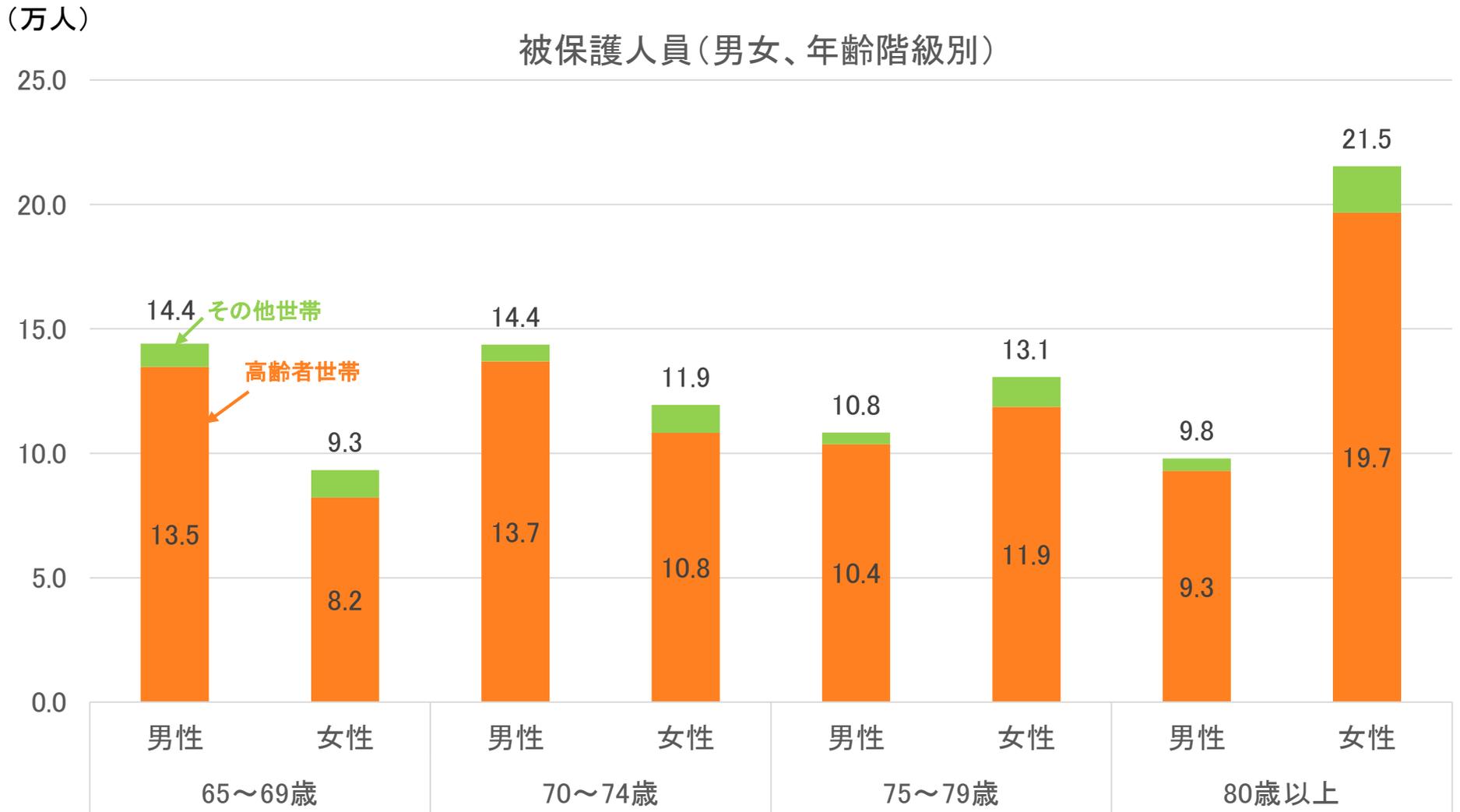
- 女性単身世帯は、すべての年代において、総世帯よりも金融資産残高が少ない。
- 60歳以上では、総世帯の7割前後となっている。



(出典)総務省「2019年全国家計構造調査」より内閣府男女共同参画局作成。

被保護人員(男女、年齢階級別)(2019年)

- 65歳以上の被保護人員は105.3万人で、そのうち男性は49.4万人、女性は55.9万人。
- 女性について見ると、年齢階級が上がるにつれて、被保護人員が増加する。

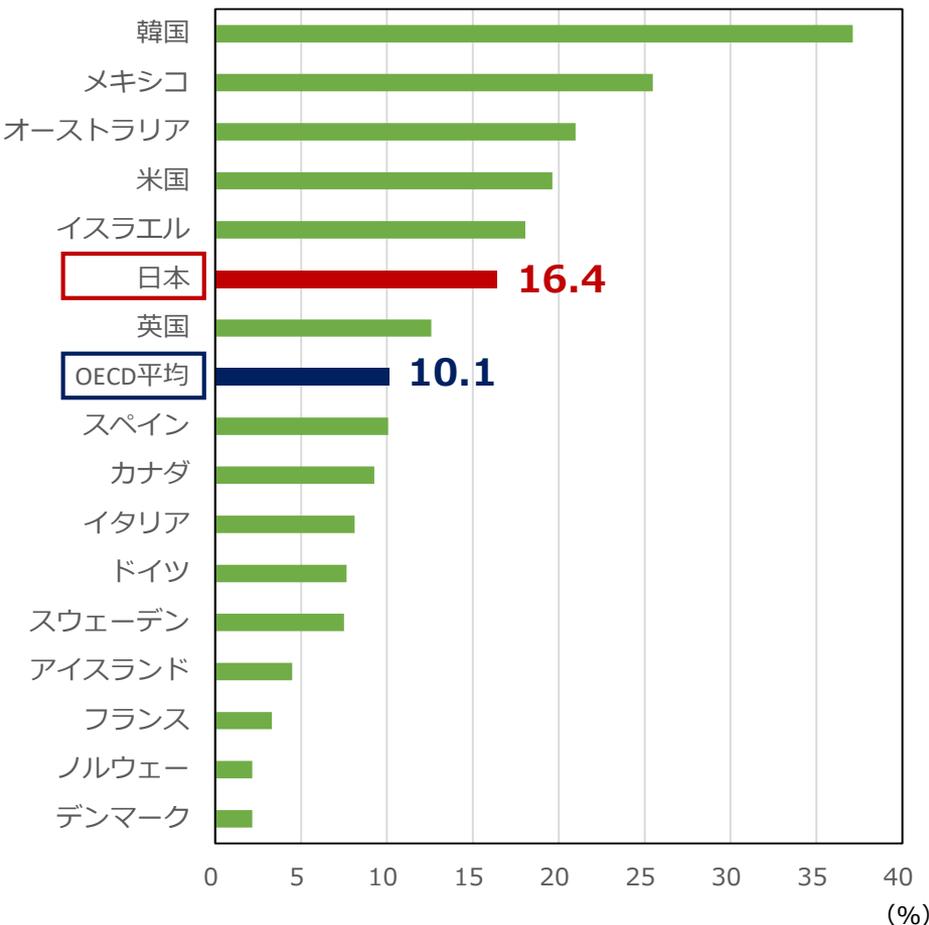


(出典) 1. 厚生労働省「2019年被保護者調査(年次調査)」より内閣府男女共同参画局作成。
 2. 「高齢者世帯」とは、男女とも65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯をいう。
 「その他世帯」とは、「障害者世帯」「傷病者世帯」「その他の世帯」の合計。

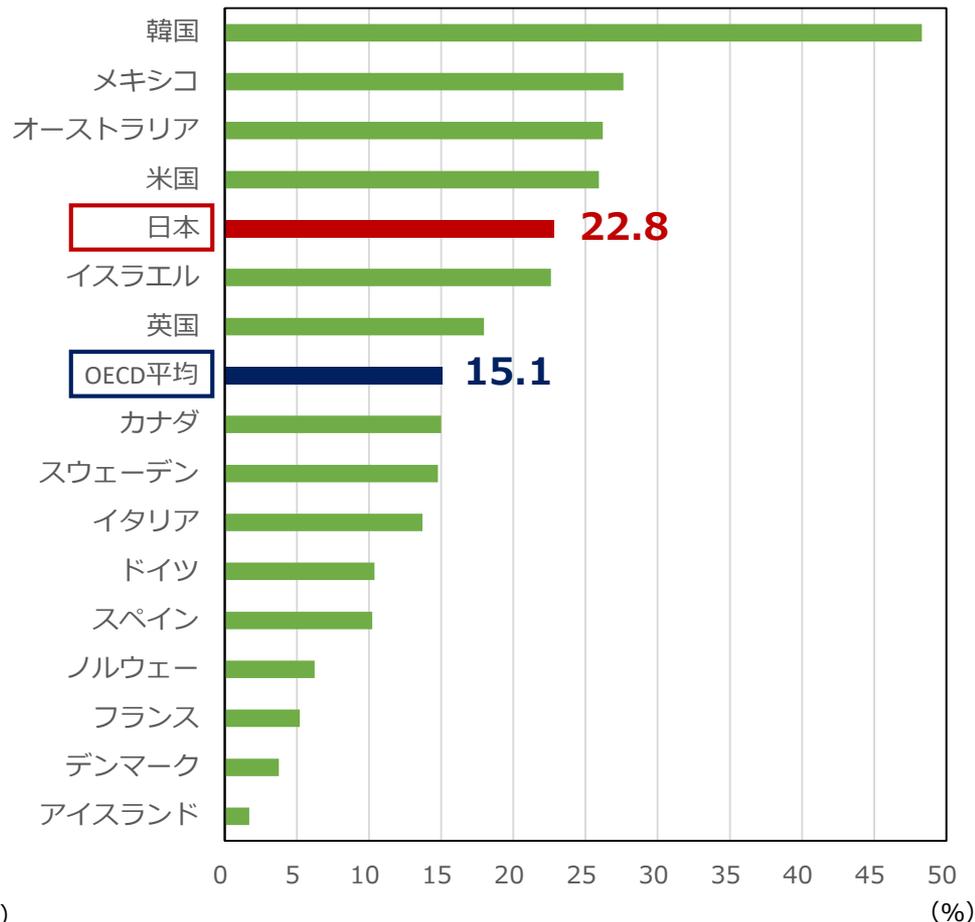
高齢者（66歳以上）の貧困率（男女別）の国際比較

- 国際的に見ると、高齢者（66歳以上）の貧困率は、女性の方が男性よりも高い水準にある。
- 日本の高齢者（66歳以上）の貧困率は、男性が16.4%で女性が22.8%となっており、いずれもOECD平均を上回るが、国際的な傾向と同様に女性の方が高い水準にある。

高齢者（男性）の貧困率



高齢者（女性）の貧困率

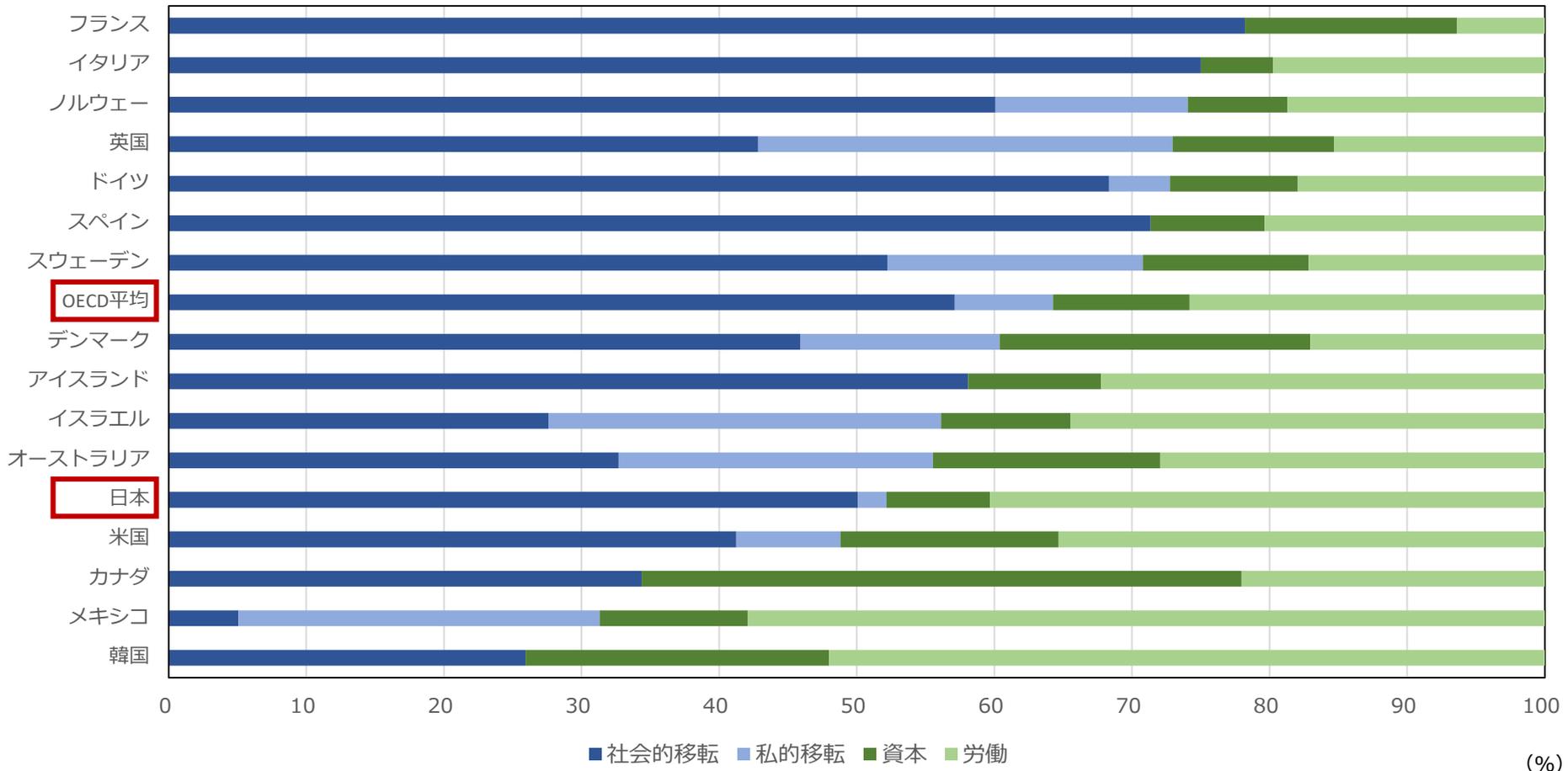


注1：OECD (2021), *Pensions at a Glance 2021* を基に作成。日本については、2018年のデータ。

注2：貧困率の定義は、所得が全人口の家計所得の中央値の半分を下回る人の割合。

高齢者（66歳以上）の収入源の国際比較

- OECD平均では、社会的移転（57.1%）と私的移転（7.1%）が高齢者の収入の約3分の2を占める一方、日本では、社会的移転（50.1%）と私的移転（2.1%）は高齢者の収入の約半数に止まる。
- OECD平均と比較すると、日本の高齢者の収入は資本の割合が低い（9.9% → 7.5%）一方、労働の割合が高い（25.8% → 40.3%）。日本の特徴は、収入に占める私的移転と資本の割合の低さに見られる。

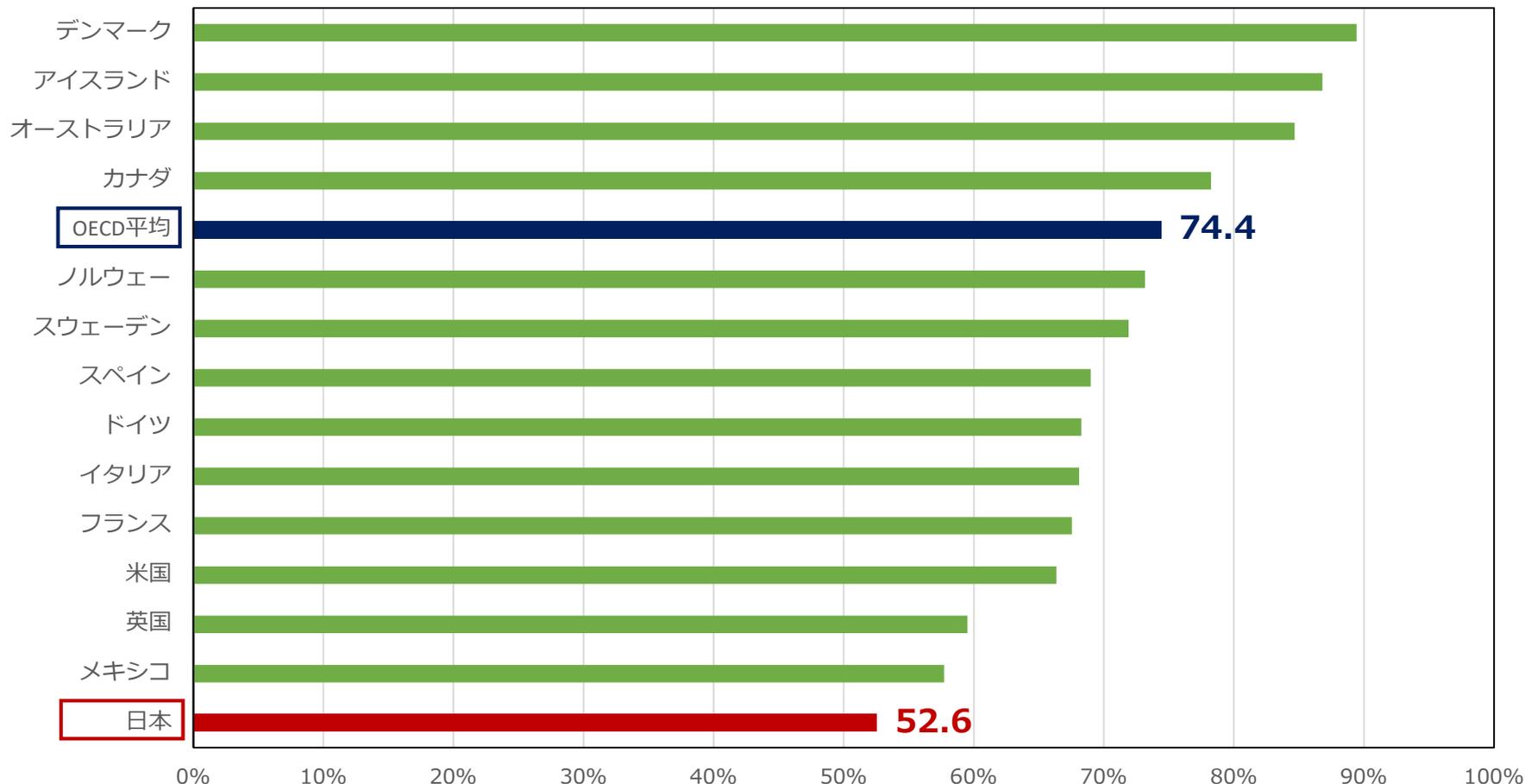


注1： OECD (2021), *Pensions at a Glance 2021*を基に作成。

注2： 社会的移転は所得比例年金、資力調査付き公的扶助等を含む。私的移転は企業年金、退職金、死亡給付金等を含む。資本は私的年金等を含む。

老後の収入の男女間格差の国際比較（65歳以上年金受給者）

- 老後に受け取る様々な公的年金・私的年金を合算した金額について、男性を100とした場合の女性の水準を国際比較したもの。複数の国際的な家計調査のデータを基にOECDが独自に算出。



注1：OECD (2021), *Towards Improved Retirement Savings Outcomes for Women* を基に作成。

注2：日本とノルウェーは2013年、オーストラリアは2014年、その他の国は2015年以降の国際的な家計調査（LIS等）のデータを利用。

老後の収入の男女間格差を生む労働市場の要因

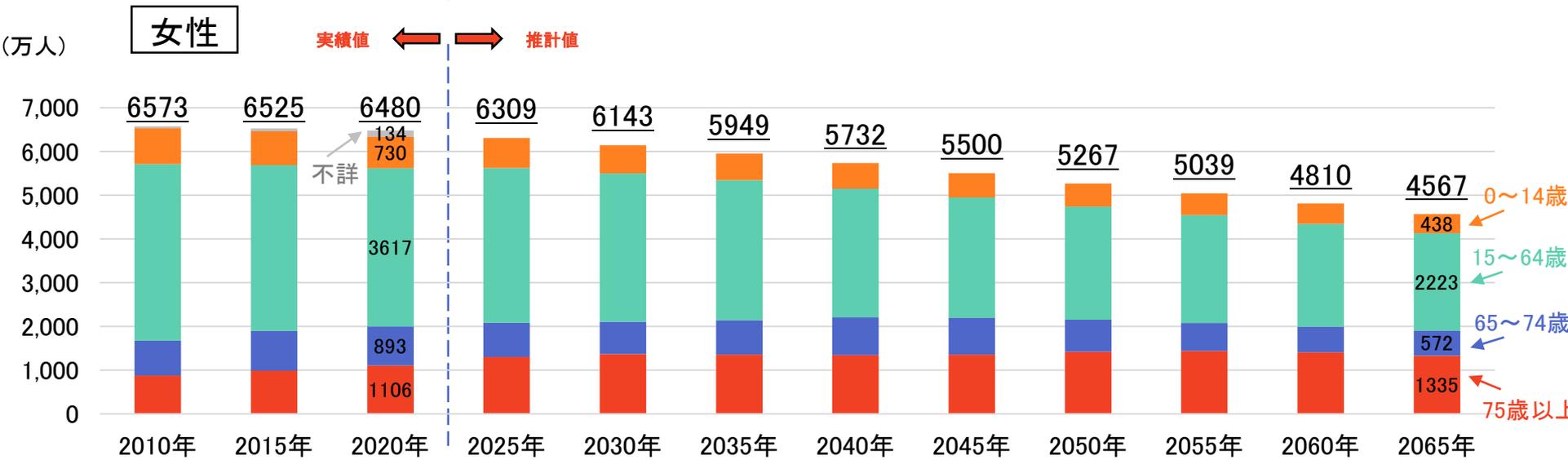
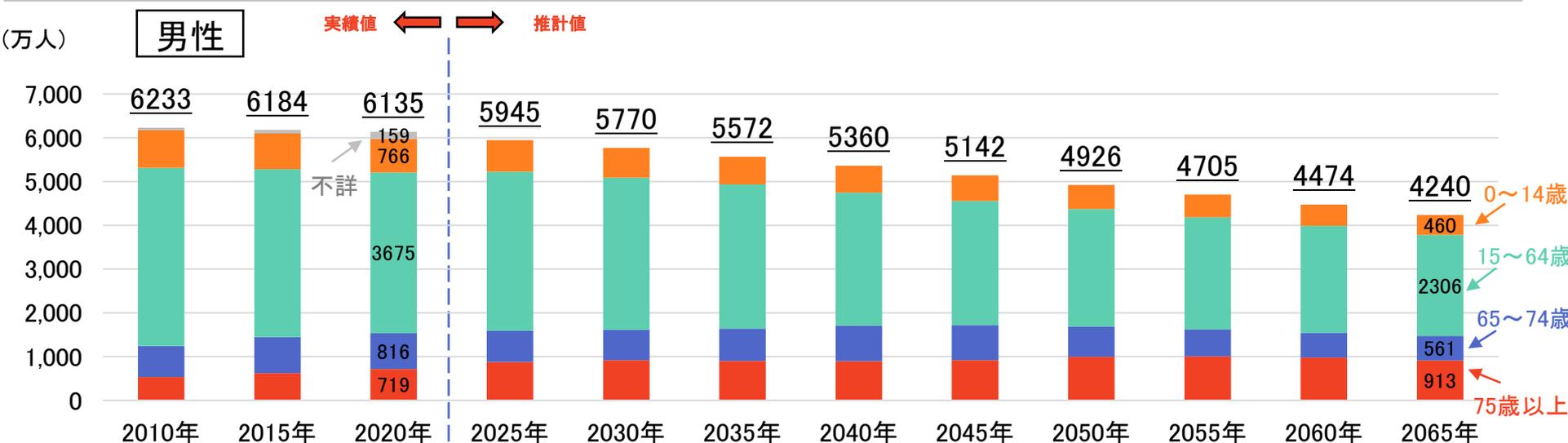
- OECDによれば、労働市場における男女の経験の違い（就業の有無、雇用形態・賃金・勤続年数の差など）は、老後の収入の男女間格差を生み出す要因のひとつとして考えられる。

労働市場における女性（労働者）の状況が老後の収入に及ぼす影響（一般論）

女性（労働者）の状況	公的 非拠出型年金	公的 拠出型年金	確定給付 企業年金	確定拠出 企業年金	個人年金 （雇用関連）	個人年金 （その他）
就業率が低い （非就業）	（受給資格がある場合）依存する可能性が高い	支給なし、 または減額	利用不可	利用不可	利用不可	影響なし
パートタイム 労働が多い	（受給資格がある場合）依存する可能性が高い	賃金の低さの 影響が生じる	賃金の低さの 影響が生じる	賃金の低さの 影響が生じる	賃金の低さの 影響が生じる	影響なし
賃金が低い	（受給資格がある場合）依存する可能性が高い	低い支給額	低い支給額	蓄積される 資産額の低さ	蓄積される 資産額の低さ	影響なし
勤続年数 が短い	（受給資格がある場合）依存する可能性が高い	低い支給額	低い支給額	蓄積される 資産額の低さ	蓄積される 資産額の低さ	影響なし

我が国の総人口及び人口構造の推移と見通し（男女別）

- 男女別に2020年の人口と2065年の推計人口を比較すると、男女共に、総人口に占める65歳以上人口の割合が上昇し、男性：25.0% → 34.8%、女性：30.9% → 41.8%となる。
- 2065年の75歳以上人口は、男性913万人（男性総人口に占める割合21.5%）、女性1335万人（女性総人口に占める割合29.2%）となり、女性の方が約420万人多くなると推計される。



(備考) 2020年までは総務省「国勢調査」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果を基に作成。

高齢期の女性が安心して暮らせる環境整備に向けた取組

第2部 政策編

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

(2) 具体的な取組

ア 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

- ① 高齢期の女性の貧困について、「年金生活者支援給付金制度」などを活用し、低年金・無年金者問題に対応する。また、高齢期に達する以前の女性が老後の生活の備えを十分にできるよう、男女共同参画の視点から施策の検討を行い、あらゆる分野で着実に推進する。【内閣府、厚生労働省、関係府省】
- ② 年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けて、65歳までの高年齢者雇用確保措置・70歳までの就業確保措置の着実・円滑な実施や、65歳以上の者の再就職支援、シルバー人材センターを通じた多様な就業機会の提供等を通じ、高齢男女の就業を促進するとともに、能力開発のための支援を行う。【厚生労働省】
- ③ 「健康寿命延伸プラン」に基づき、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成、疾病予防・重症化予防、介護予防・フレイル対策、認知症予防等を中心に取組を推進し、男女共に健康寿命の延伸を実現する。【厚生労働省、経済産業省】
- ④ 医療・介護保険制度については、効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図る。【厚生労働省、関係府省】
- ⑤ 認知症や一人暮らしの高齢者が、社会から孤立することなく、住み慣れた地域の中で、自分らしく暮らし続けられるよう、「認知症施策推進大綱」に基づく取組を進めるとともに、住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくりを促進する。【厚生労働省、関係府省】
- ⑥ 高齢者が他の世代と共に社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、高齢者の多様な学習機会の提供及び社会参加の取組を促進する。【文部科学省、厚生労働省、関係府省】

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）

- ⑦ 安定した住生活の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化等、高齢者を取り巻く環境の整備等を推進する。【内閣府、警察庁、国土交通省、関係府省】
- ⑧ 企業等による、高齢者のニーズや、事故防止や安全対策等の社会課題に合致した機器やサービス、その効果的な活用方法の開発等を支援する。【総務省、厚生労働省、経済産業省、関係府省】
- ⑨ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律等を踏まえ、都道府県や市町村に対する支援等を通じ、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応が図られるよう取組を推進する。【厚生労働省、関係府省】
- ⑩ 改正された消費者安全法（「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の設置等）を踏まえ、悪質商法をはじめとする高齢者の消費者被害の防止を図る。【消費者庁、関係府省】
- ⑪ 上記のほか、「高齢社会対策大綱」に基づき必要な取組を推進する。【内閣府、関係府省】